



基勞補発0805001号

平成14年8月5日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

(契 印 省 略)

労災診療費算定基準改定に伴う振動障害者の治療について

平成14年度の健康保険診療報酬の改定により、リハビリテーション料の集団療法については、月8単位までとされたところである。これに対し、労災診療費算定基準（以下「算定基準」という。）においては、被災者の早期社会復帰を促進する観点から、集団療法については、発症の日から起算して3月以内の期間は、1月の合計単位数の上限を適用しないこととし、3か月を超えるものについては健康保険準拠とすることとしたところである。

しかしながら、振動障害者を診療する一部医療機関において、今回の算定基準の改定を理由として診療回数を制限しているとの指摘がある。

今回の算定基準の改定は、

- ① 国の行う医療行為の斉一性の確保を図る観点からも健康保険診療報酬に定める所定点数に基づき算定することが最も合理的であり、また、一般に労災保険と健康保険において治療内容が異なるものではないことから、原則として、算定基準は健康保険に準拠したものであること。
- ② 月8単位の集団療法に加えて治療を実施する必要がある場合は、個別療法により実施が可能であること。また、処置を行った場合は、消炎鎮痛等処置料（200床以上の医療機関を除く。）を請求できるものであること。
- ③ リハビリテーションの内容・方法又は回数等の実施方法は、医師が算定基準に基づき、患者の症状に応じて、その効果を定期的に評価しつつ計画的に実施するものであって、固定的に行われるものではないこと。

等から、この改定によって、振動障害者の適正な治療機会が阻害されることはないと考え

ているところである。

ついては、振動障害により療養を行っている者から、自身の療養に関して、診療の制限を受けている旨の申し出があった場合は、必要に応じ、医療機関に対して上記①から③の主旨等を説明し、適正な治療が行われるよう理解と協力を求めることとされたい。

また、かかる事案が生じた場合は、本省補償課まで連絡されたい。